京都市南区区民提案型支援事業審査会設置要綱

(設置)

第1条 京都市南区区民提案型支援事業について、審議するため、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第26条に規定する委員会として、京都市南区区民提案型支援事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(委員の構成)

- 第2条 審査会は、7人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験者、まちづくり活動の推進に見識を有する者その他南区 長(以下「区長」という。)が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する。 (委員の任期)
- 第3条 条例第28条第1項に規定する市長が定める期間は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 2 委員の再任は妨げない。

(委員長)

- 第4条 審査会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の中から区長が指名する。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務 を代理する。

(招集及び議事)

- 第5条 審査会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、区長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、 議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会の委員が属する団体等が補助金の交付申請者となる等,当該委員が 利害関係者にあたると認められる申請案件について,当該委員は当該申請案 件の議事に加わることができない。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、南区役所地域力推進室において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、委員長が 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月22日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 南区区民提案型支援事業「みなみ力で頑張る!区民応援事業」審査会設置 要綱は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月30日から施行する。